

## 「未成年者契約」

【事例】現在中学3年生です。インターネット広告に「除毛クリームが初回100円」とあり親に言わずに注文しました。2回目の商品が届き、8,000円と書かれています。定期購入になっていて解約できないようです。

自分の小遣いでは払えません。どうしたらいいでしょうか。

【回答】すぐに親や消費生活センターへ相談してください。未成年の場合、両親の同意がない契約は取り消し可能です。現在の法律では20歳以上を成人と定めているため、20歳の誕生日を迎えた日から自分の責任で契約が成立します。

しかし、令和4年4月以降は成人年齢が18歳になります。現在の中学3年生からは、高校在学中でも18歳の誕生日を迎えると成人に。今から親子で相談できる関係を築くことが大切です。

(2020.01.15 広報まえばし掲載)